

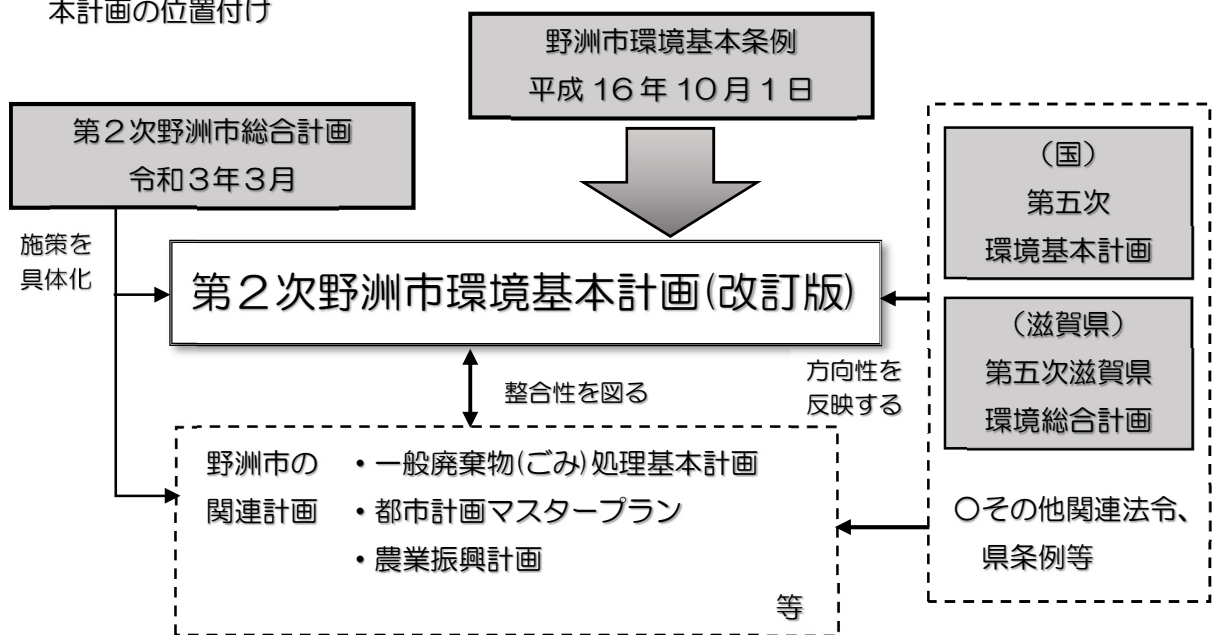
第2次野洲市環境基本計画の概要

1. 計画の基本的事項

(1) 計画の位置付け

本計画は、野洲市環境基本条例（平成16年条例第136号）第8条の規定により策定された計画で、野洲市の豊かな自然環境及び良好な環境の保全に関する最も基本的な計画で、平成19年3月に策定された第1次の本計画やその取り組みを引き継ぎ、現在第2次の計画による取組を推進しているところである。

本計画の位置付け



(2) 計画の推進主体

- 市民（市民団体）・事業者・行政など

→あらゆる主体が、それぞれの立場と役割のもとで、協働して取り組むことが不可欠。

*市民、市民団体、自治会、事業者等のパートナーシップによる環境基本計画推進会議「水と緑・安心の野洲（愛称：えこっち・やす）」が主体となって計画を実践。

(3) 計画の対象

- 生活環境

大気、水質、騒音、振動、悪臭、交通、まちなかの緑化 など

- 自然環境

山、川、農地、緑地、琵琶湖沿岸域 など

- 循環型・低炭素社会

地球温暖化、エネルギー、ごみ減量、資源循環 など

(4) 計画の期間

●平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間

→社会情勢の変化や環境関連法規の状況等により、環境問題に対する目標や施策方針などを見直す必要が生じた場合は、必要に応じて改定するものとする。

2. 計画の理念及び目標

(1) 基本理念 (めざすべき環境像)

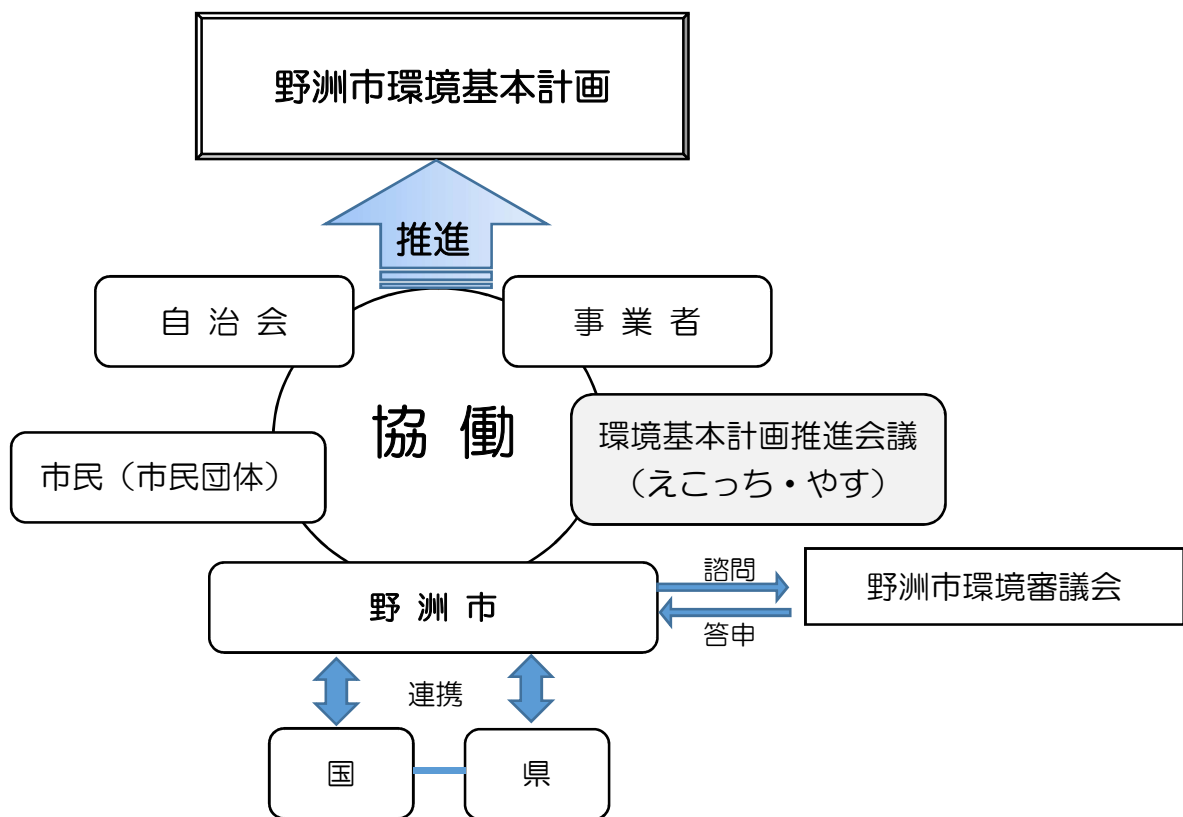
「里山から琵琶湖へ、豊かな自然と暮らしが調和するまち やす」

(2) 基本目標と施策の方針及び重点プロジェクト

基本目標 (4)	施策の方針 (14)	重点プロジェクト (12)
安全で快適な生活 環境づくり	大気環境・水環境の保全	健康で快適な暮らしを守る プロジェクト
	生活環境の保全	
	環境美化の推進	きれいなまちを守るプロジェクト
	まちなかの緑化	まちなかの緑づくりプロジェクト
循環型社会・低炭 素社会づくり	3Rの促進	ごみの資源化プロジェクト
	廃棄物の適正処理	ごみ減量プロジェクト
	地球温暖化への対策	地球温暖化対策推進プロジェクト
里山から琵琶湖へつな がる自然環境づくり	生物多様性の維持・向上	みんなが親しむきれいな川づくり プロジェクト
	里山の保全	里山を守り育てるプロジェクト
	河川・琵琶湖の保全	びわ湖を守ろうプロジェクト
	農地の保全	環境にやさしい農地の活用 プロジェクト
環境学習の推進に よる市民活動の促進	環境学習の推進	みんな環境学習プロジェクト
	環境活動団体等への支援	環境活動支援プロジェクト
	普及・啓発の担い手の育成・継承	

3. 計画の推進及び進行管理

(1) 計画の推進体制



*本計画の策定や見直しにあたっては、市長から野洲市環境審議会に対し諮問が行われ、当審議会での審議の結果を市長に答申される。

(2) 計画の進行管理

●「PDCA」サイクルによる進行管理

年度ごとに進捗状況を野洲市環境審議会に報告し、評価を受けながら進行を管理している。

●進捗状況

分野やプロジェクトごとに設定した指標に基づき実績や課題を検証し、AからEの5段階で評価し進行管理している。